

令和7年 第1回 春日那珂川水道企業団議会定例会議案

令和7年1月31日

春日那珂川水道企業団

目 次

		ページ
議案第 1 号	春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	5
議案第 3 号	春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第 4 号	春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	12
議案第 5 号	春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
議案第 6 号	令和 6 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算(第 2 号) について	25
議案第 7 号	令和 7 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について	57
議案第 8 号	春日那珂川水道企業団監査委員の選任について	96
議員提出 議案第 1 号	春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について	97

議案第 1 号

春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

春日那珂川水道企業団

企業長 井 上 澄 和

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

第2条 春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

【第1条】春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例（昭和52年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

【第2条】春日那珂川水道企業団水道事業の設置に関する条例（昭和52年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が20万円以上である場合とする。</p>

議案第 2 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

春日那珂川水道企業団

企業長 井 上 澄 和

理由

刑法（明治 40 年法律第 45 号）の改正により懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例の一部改正)

第1条 春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例(平成28年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 春日那珂川水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

春日那珂川水道企業団行政不服審査会条例（平成28年条例第1号）新旧対照表

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第10条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第10条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>

春日那珂川水道企業団個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年条例第10号）新旧対照表

新	旧
<p>(罰則)</p> <p>第20条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第20条 第12条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 3 号

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

春日那珂川水道企業団
企業長 井 上 澄 和

理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）が改正され、引用する条項の移動が生じることに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
条例

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第4号）新旧対照表

新	旧
<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>	<p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。</p>

議案第4号

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年1月31日

春日那珂川水道企業団
企業長 井上澄和

理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定を踏まえ、所要の規定の整備を
図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を
改正する条例

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 52 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 項中「午前 0 時から」を「午後 10 時から翌日の」に改める。

第 17 条中「、第 6 条の 2」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

春日那珂川水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和52年条例第12号）新旧対照表

新	旧
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の<u>午後10時から翌日の午前5時まで</u>の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した第4条の規定に基づく企業長が指定する職にある職員に対して支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第6条_____及び第13条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例（平成27年条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当は、前項に規定する場合のほか、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日等以外の日の<u>午前0時から_____午前5時まで</u>の間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した第4条の規定に基づく企業長が指定する職にある職員に対して支給する。</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第17条 第6条、<u>第6条の2</u>及び第13条の3の規定は、地方公務員法第22条の4第1項、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は春日那珂川水道企業団職員の任期付採用に関する条例（平成27年条例第1号）第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p>

議案第 5 号

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

春日那珂川水道企業団

企業長 井 上 澄 和

理由

水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）及び水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成 25 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（布設工事監督者の資格）

第 3 条 法第 12 条第 2 項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3 年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （2） 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （3） 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）、5 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2 年 6 月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- （4） 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6 年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有す

- る者に限る。)
- (5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (8) 第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (9) 外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)
- (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用

水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

- (11) 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については、5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程を修めて卒業した)

期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者
- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

春日那珂川水道企業団布設工事監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年条例第3号）

新旧対照表

新	旧
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程</u>を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科又はこれに相当する課程</u>において<u>衛生工学又は水道工学に関する学科目</u>を修めて卒業した後、<u>2年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(2) 学校教育法による大学の<u>土木工学科</u>又はこれに相当する課程において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>3年以上水道</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学</p>

の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)において土木科又は_____これに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。)、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(5) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水

の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校_____において土木科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後_____)、5年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

(4) 学校教育法による高等学校又は_____中等教育学校_____において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道_____に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(9) 外国の学校において、第1号から第6号まで _____ に規定する課程に相当する課程 _____ を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最

(5) 10年以上水道__の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

(7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 _____

低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道__に関する技術上の実務に従事した経験を有する者_____

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者に必要な資格_____

第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については、5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

(4) 前条第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した（当該課程を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職

_____を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目_____を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) （略）

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職

大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

大学前期課程」という。)を終了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、_____第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) (略)

議案第 6 号

令和 6 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）
について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

春日那珂川水道企業団

企業長 井 上 澄 和

理由

令和 6 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算について、事務事業等に異動を生じたことに伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により補正予算を調製したので、同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により企業団議会の議決を求めるものである。

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
1. 給水戸数	68,451 戸	11 戸	68,462 戸
2. 年間総配水量	13,131,052 m ³	257,255 m ³	13,388,307 m ³
3. 一日平均配水量	35,975 m ³	705 m ³	36,680 m ³
4. 主要な建設改良事業			
(1) 水源・浄水場施設整備費 浄水場施設更新工事等	106,483 千円	△16,714 千円	89,769 千円
(2) 配水施設整備費 配水管布設工事等	714,697 千円	△38,680 千円	676,017 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科目）	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	3,075,879 千円	17,812 千円	3,093,691 千円
第1項 営業収益	2,630,643 千円	27,800 千円	2,658,443 千円
第2項 営業外収益	445,236 千円	△9,988 千円	435,248 千円

支 出			
（科目）	（既決予算額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	2,947,131 千円	△50,709 千円	2,896,422 千円
第1項 営業費用	2,813,788 千円	△68,600 千円	2,745,188 千円
第2項 営業外費用	123,343 千円	17,891 千円	141,234 千円
第3項 予備費	10,000 千円	0 千円	10,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,026,593 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 71,676 千円、過年度分損益勘定留保資金 954,917 千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 968,137 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,916 千円、建設改良積立金 300,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 601,221 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	358,918 千円	△2,178 千円	356,740 千円
第1項 企業債	300,000 千円	0 千円	300,000 千円
第2項 工事負担金	10,623 千円	△2,870 千円	7,753 千円
第3項 国庫補助金	0 千円	462 千円	462 千円
第4項 出資金	48,295 千円	230 千円	48,525 千円

支 出			
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,385,511 千円	△60,634 千円	1,324,877 千円
第1項 建設改良費	853,603 千円	△60,164 千円	793,439 千円
第2項 企業債償還金	477,993 千円	150 千円	478,143 千円
第3項 国庫補助金返還金	620 千円	△620 千円	0 千円
第4項 投資	48,295 千円	0 千円	48,295 千円
第5項 予備費	5,000 千円	0 千円	5,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予算額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	419,053 千円	△5,256 千円	413,797 千円
(2) 交際費	45 千円	0 千円	45 千円

(他会計からの補助金)

第6条 予算第8条に定めた春日市及び那珂川市の一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額を次のように改める。

(科目)	(既決予算額)	(補正予定額)	(計)
(1) 福岡地区水道企業団補助金	435 千円	0 千円	435 千円
(2) 児童手当補助金	2,698 千円	12 千円	2,710 千円
(3) 福岡地区水道企業団出資金	48,295 千円	0 千円	48,295 千円
(4) 給与システム改修補助金	440 千円	0 千円	440 千円
(5) 春日那珂川水道企業団出資金	0 千円	230 千円	230 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第9条中「17,472 千円」を「11,174 千円」に改める。

第8条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第10条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり定める。

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務	令和6年度から 令和7年度まで	3,571 千円
水位計保守点検業務	令和6年度から 令和7年度まで	6,534
浄水汚泥収集運搬業務	令和6年度から 令和7年度まで	25,702
浄水汚泥最終処分業務	令和6年度から 令和7年度まで	14,256
浄水処理用薬品購入	令和6年度から 令和7年度まで	32,524
水道調定収納システム更新	令和6年度から 令和7年度まで	51,700
財務会計システム更新	令和6年度から 令和7年度まで	11,509
水道メーター取替業務	令和6年度から 令和9年度まで	65,000
公道漏水修理等業務	令和6年度から 令和9年度まで	55,636
創立50周年記念誌作成業務	令和6年度から 令和9年度まで	12,980
埋金浄水場耐震補強及び補修工事	令和6年度から 令和7年度まで	37,788
東限浄水場2号脱水機耐震補強実施設計業務	令和6年度から 令和7年度まで	5,385

令和 6 年 度

水道事業会計
補正予算に関する説明書

春日那珂川水道企業団

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
水道事業収益			千円 3,075,879	千円 17,812	千円 3,093,691	
	営 業 収 益		2,630,643	27,800	2,658,443	
		給 水 収 益	2,526,925	27,800	2,554,725	上半期給水収益増
		そ の 他 営 業 収 益	103,718	0	103,718	
	営 業 外 収 益		445,236	△ 9,988	435,248	
		加 入 負 担 金	155,518	0	155,518	
		他 会 計 補 助 金	3,573	12	3,585	児童手当増
		長 期 前 受 金 戻 入	265,606	△ 10,000	255,606	長期前受贈財産評価額戻入減
		そ の 他 営 業 外 収 益	20,539	0	20,539	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
水道事業費用			千円 2,947,131	千円 △ 50,709	千円 2,896,422	
	営業費用		2,813,788	△ 68,600	2,745,188	
		原水及び浄水	613,295	△ 62,000	551,295	委託料減等
		配水及び給水	154,806	8,304	163,110	修繕費増等
		業務費	79,355	△ 600	78,755	委託料減等
		総係費	421,902	△ 3,984	417,918	法定福利費減等
		議会費	4,872	△ 320	4,552	旅費減
		監査費	729	0	729	
		受水費	502,651	0	502,651	
		減価償却費	1,015,429	0	1,015,429	
		資産減耗費	20,749	△ 10,000	10,749	機械及び装置除却費減等
		営業外費用	123,343	17,891	141,234	
		補助金	435	0	435	
		支払利息	68,375	△ 339	68,036	企業債利息減
		消費税及び地方消費税	53,215	18,230	71,445	水道事業収益増及び水道事業費用減
		雑支出	1,318	0	1,318	
		予備費	10,000	0	10,000	
		予備費	10,000	0	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
資本的収入			千円 358,918	千円 △ 2,178	千円 356,740	
	企 業 債		300,000	0	300,000	
		企 業 債	300,000	0	300,000	
	工 事 負 担 金		10,623	△ 2,870	7,753	
		工 事 負 担 金	10,623	△ 2,870	7,753	工事負担金減
	国 庫 補 助 金		0	462	462	
		国 庫 補 助 金	0	462	462	令和7年度事業の一部前倒し
	出 資 金		48,295	230	48,525	
		一 般 会 計 金 出 資 金	48,295	230	48,525	令和7年度事業の一部前倒し

支

出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合計	備 考
資本的支出			千円 1,385,511	千円 △ 60,634	千円 1,324,877	
	建設改良費		853,603	△ 60,164	793,439	
		水源・浄水場 施設整備費	106,483	△ 16,714	89,769	補償費減
		配水施設 整備費	714,697	△ 38,680	676,017	工事請負費減
		諸設備費	32,423	△ 4,770	27,653	量水器費減
	企業債 償還債金		477,993	150	478,143	
		企業債 償還債金	477,993	150	478,143	企業債償還金増
	国庫補助金 返還金		620	△ 620	0	
		国庫補助金 返還金	620	△ 620	0	国庫補助金消費税相当額
	投資		48,295	0	48,295	
		投資	48,295	0	48,295	
	予備費		5,000	0	5,000	
		予備費	5,000	0	5,000	

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	134,572
	減価償却費	1,015,429
	固定資産除却費	10,749
	貸倒引当金の増減額	1,604
	引当金の増減額	3,607
	長期前受金戻入額	△ 255,606
	受取利息及び受取配当金	△ 18,329
	支払利息	68,036
	未収金の増減額 (△は増加)	83,862
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 9,808
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 65,830
	小計	968,286
	利息及び配当金の受取額	18,329
	利息の支払額	△ 68,036
	業務活動によるキャッシュ・フロー	918,579
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 989,376
	負担金による収入	7,753
	国庫補助金等による収入	462
	出資による支出	△ 48,295
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,029,456
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 478,143
	他会計からの出資による収入	48,525
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 129,618
	資金の増加額 (又は減少額)	△ 240,495
	資金期首残高	3,368,292
	資金期末残高	3,127,797

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職員数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	16	36 (6)	4,944	160,794	143,821	309,559	57,634	367,193
	資本勘定支弁職員	0	5 (1)	0	21,724	17,351	39,075	7,529	46,604
	合計	16	41 (7)	4,944	182,518	161,172	348,634	65,163	413,797
補正前	損益勘定支弁職員	16	43 (0)	4,944	162,294	139,056	306,294	63,056	369,350
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,124	18,073	41,197	8,506	49,703
	合計	16	49 (0)	4,944	185,418	157,129	347,491	71,562	419,053
比較	損益勘定支弁職員	0	△ 7 (6)	0	△ 1,500	4,765	3,265	△ 5,422	△ 2,157
	資本勘定支弁職員	0	△ 1 (1)	0	△ 1,400	△ 722	△ 2,122	△ 977	△ 3,099
	合計	0	△ 8 (7)	0	△ 2,900	4,043	1,143	△ 6,399	△ 5,256

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	5,318	16,312	5,005	3,947	0	11,503
	補正前	5,982	16,623	4,777	3,788	0	11,647
	比較	△ 664	△ 311	228	159	0	△ 144

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
	補正後	4,411	44,150	36,646	2,950	30,930	161,172
	補正前	4,411	43,702	36,230	2,950	27,019	157,129
	比較	0	448	416	0	3,911	4,043

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内には、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	16	33 (6)	4,944	153,797	139,208	297,949	55,540	353,489
	資本勘定支弁職員	0	5 (1)	0	21,724	17,351	39,075	7,529	46,604
	合計	16	38 (7)	4,944	175,521	156,559	337,024	63,069	400,093
補正前	損益勘定支弁職員	16	39 (0)	4,944	154,297	133,285	292,526	59,658	352,184
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,124	18,073	41,197	8,506	49,703
	合計	16	45 (0)	4,944	177,421	151,358	333,723	68,164	401,887
比較	損益勘定支弁職員	0	△ 6 (6)	0	△ 500	5,923	5,423	△ 4,118	1,305
	資本勘定支弁職員	0	△ 1 (1)	0	△ 1,400	△ 722	△ 2,122	△ 977	△ 3,099
	合計	0	△ 7 (7)	0	△ 1,900	5,201	3,301	△ 5,095	△ 1,794

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	5,318	15,724	5,005	3,947	0	11,070
	補正前	5,982	15,943	4,777	3,663	0	11,070
	比較	△ 664	△ 219	228	284	0	0

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
	補正後	4,411	42,514	35,270	2,950	30,350	156,559
	補正前	4,411	41,628	34,480	2,950	26,454	151,358
	比較	0	886	790	0	3,896	5,201

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	0	3 (0)	0	6,997	4,613	11,610	2,094	13,704
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	3 (0)	0	6,997	4,613	11,610	2,094	13,704
補正前	損益勘定支弁職員	0	4 (0)	0	7,997	5,771	13,768	3,398	17,166
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	4 (0)	0	7,997	5,771	13,768	3,398	17,166
比較	損益勘定支弁職員	0	△ 1 (0)	0	△ 1,000	△ 1,158	△ 2,158	△ 1,304	△ 3,462
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	△ 1 (0)	0	△ 1,000	△ 1,158	△ 2,158	△ 1,304	△ 3,462

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	0	588	0	0	0	433
	補正前	0	680	0	125	0	577
	比較	0	△ 92	0	△ 125	0	△ 144

手当の内訳	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	0	1,636	1,376	0	580	4,613
	補正前	0	2,074	1,750	0	565	5,771
	比較	0	△ 438	△ 374	0	15	△ 1,158

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△ 1,900	給与規程改正に伴う増減分 3,674	令和6年度改定あり	
		その他増減分 △ 5,574	再任用職員の勤務形態の変更に伴う増減によるもの	令和6年度職員数 45人
手当	5,201	給与規程改正に伴う増減分 5,572	令和6年度改定あり 期末手当 886千円 勤勉手当 790千円 退職給付費 3,896千円	
		その他増減分 △ 371	扶養手当 △664千円 地域手当 △219千円 住居手当 228千円 通勤手当 284千円	支給対象職員の増減等に伴うもの

(注) 1 一般職の職員の給与（報酬をもって支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

債務負担行為に関する調書

令和6年度新規提出分

(追加)

事 項	限度額	当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
				国庫補助金	出 資 金	
自家用電気工作物保安管理業務	千円 3,571	令和6年度から 令和7年度まで	千円 3,571	千円 0	千円 0	千円 3,571
水位計保守点検業務	6,534	令和6年度から 令和7年度まで	6,534	0	0	6,534
浄水汚泥収集運搬業務	25,702	令和6年度から 令和7年度まで	25,702	0	0	25,702
浄水汚泥最終処分業務	14,256	令和6年度から 令和7年度まで	14,256	0	0	14,256
浄水処理用薬品購入	32,524	令和6年度から 令和7年度まで	32,524	0	0	32,524

債務負担行為に関する調書

令和6年度新規提出分

(追加)

事 項	限度額	当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
				国庫補助金	出 資 金	
水道調定収納システム更新	千円 51,700	令和6年度から 令和7年度まで	千円 51,700	千円 0	千円 0	千円 51,700
財務会計システム更新	11,509	令和6年度から 令和7年度まで	11,509	0	0	11,509
水道メーター取替業務	65,000	令和6年度から 令和9年度まで	65,000	0	0	65,000
公道漏水修理等業務	55,636	令和6年度から 令和9年度まで	55,636	0	0	55,636
創立50周年記念誌作成業務	12,980	令和6年度から 令和9年度まで	12,980	0	0	12,980

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 書

令和6年度新規提出分

(追加)

事 項	限度額	当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
				国庫補助金	出 資 金	
埋金浄水場耐震補強及び補修工事	千円 37,788	令和6年度から 令和7年度まで	千円 37,788	千円 2,249	千円 1,124	千円 34,415
東隈浄水場2号脱水機耐震補強実 施設計業務	5,385	令和6年度から 令和7年度まで	5,385	1,413	706	3,266

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,724		
ロ 建 物	3,808,365			
減価償却累計額	<u>△ 1,333,619</u>	2,474,746		
ハ 構 築 物	31,305,516			
減価償却累計額	<u>△ 15,613,205</u>	15,692,311		
ニ その他構築物	942,067			
減価償却累計額	<u>△ 522,784</u>	419,283		
ホ 機械及び装置	6,206,537			
減価償却累計額	<u>△ 4,455,180</u>	1,751,357		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 28,606</u>	1,634		
ト 工具、器具及び備品	277,003			
減価償却累計額	<u>△ 243,377</u>	33,626		
チ 建設仮勘定		<u>156,756</u>		
有形固定資産合計			23,097,437	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,113,670		
ロ その他無形固定資産		<u>26,200</u>		
無形固定資産合計			1,139,870	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,715,821</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,715,821</u>	
固 定 資 産 合 計				26,953,128
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			3,127,797	
(2) 未 収 金		449,303		
未収金貸倒引当金		<u>△ 5,816</u>	443,487	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			7,183	
(5) 前 払 金			33,041	
(6) その他流動資産			<u>3,126</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>5,214,109</u>
資 産 合 計				<u><u>32,167,237</u></u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			4,949,592	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		371,383	<u>371,383</u>	
	固定負債合計				5,320,975
4	流動負債				
(1)	企業債			462,791	
(2)	未払金			197,716	
(3)	前受金			1,630	
(4)	引当金				
	イ 退職給与引当金		0		
	ロ 賞与引当金		27,316		
	ハ 法定福利費引当金		<u>5,815</u>	33,131	
(5)	預り金			<u>286,196</u>	
	流動負債合計				981,464
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			13,803,671	
(2)	長期前受金収益化累計額			<u>△ 8,323,415</u>	
	繰延収益合計				<u>5,480,256</u>
	負債合計				<u><u>11,782,695</u></u>

		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,935,200</u>	
	資本金合計				16,935,200
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資本剰余金合計				111,926
(2)	利益剰余金				
	イ 建設改良積立金		300,000		
	ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,037,416</u>		
	利益剰余金合計			<u>3,337,416</u>	
	剰余金合計				<u>3,449,342</u>
	資本合計				<u>20,384,542</u>
	負債資本合計				<u><u>32,167,237</u></u>

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算節別明細表

(単位：千円)

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明	
水道事業収益				3,075,879	17,812	3,093,691		
	営業収益			2,630,643	27,800	2,658,443		
		給水収益			2,526,925	27,800	2,554,725	
			水道料金		2,526,925	27,800	2,554,725	上半期件数・有収水量及び給水収益増
		その他営業収益			103,718	0	103,718	
			修理負担金		2,838	0	2,838	
			手数料		3,901	0	3,901	
			下水道受託収益		96,979	0	96,979	
		営業外収益				445,236	△ 9,988	435,248
	加入負担金				155,518	0	155,518	
			加入負担金		155,518	0	155,518	
	他会計補助金				3,573	12	3,585	
			他会計補助金		3,573	12	3,585	児童手当増
	長期前受金戻入				265,606	△ 10,000	255,606	
			長期前受受贈財産評価額戻入		46,886	△ 10,000	36,886	除却資産変更
			長期前受工事負担金戻入		194,456	0	194,456	
			長期前受国庫補助金戻入		24,264	0	24,264	
	その他営業外収益				20,539	0	20,539	
			受取利息		18,329	0	18,329	
			その他雑収益		2,210	0	2,210	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用				2,947,131	△ 50,709	2,896,422	
	営業費用			2,813,788	△ 68,600	2,745,188	
		原水及び 浄水費		613,295	△ 62,000	551,295	
			備用品費	1,700	0	1,700	
			光熱水費	718	0	718	
			通信運搬費	3,399	0	3,399	
			委託料	361,047	△ 40,000	321,047	業務委託入札残等
			賃借料	2,664	0	2,664	
			修繕費	64,434	△ 2,000	62,434	修繕業務入札残等
			動力費	127,148	△ 11,000	116,148	各施設電力料金減
			薬品費	39,776	△ 9,000	30,776	薬品の使用頻度による減
			補償費	9,330	0	9,330	
			保険料	53	0	53	
			負担金	2,331	0	2,331	
			公課費	22	0	22	
		交付金	673	0	673		

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業費用	配水及び 給水費		154,806	8,304	163,110	
			備用品費	1,508	0	1,508	
			光熱水費	82	0	82	
			印刷製本費	26	0	26	
			通信運搬費	402	0	402	
			委託料	50,589	△ 2,400	48,189	業務委託入札残等
			手数料	2	0	2	
			賃借料	255	0	255	
			修繕費	97,437	9,700	107,137	公道漏水修理増
			動力費	3,842	△ 1,300	2,542	ポンプ室稼働数減
			材料費	351	0	351	
			保険料	31	0	31	
			負担金	0	2,304	2,304	下水道管破損負担金増
			公課費	26	0	26	
		貸倒引当 繰入額	255	0	255		
		業務費		79,355	△ 600	78,755	
			備用品費	1,067	△ 100	967	現場作業用品購入減
			印刷製本費	1,027	0	1,027	
			通信運搬費	7,979	0	7,979	
			委託料	57,981	△ 300	57,681	印刷物外部委託システム改修及びデータ更新委託料減
			手数料	8,425	△ 200	8,225	サーバーセキュリティ更新料減
			賃借料	389	0	389	
			修繕費	582	0	582	
			保険料	36	0	36	
			公課費	12	0	12	
			貸倒引当 繰入額	1,857	0	1,857	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業費用	総係費		421,902	△ 3,984	417,918	
			給料	162,294	△ 1,500	160,794	再任用職員の勤務形態の変更
			手当	91,508	△ 566	90,942	扶養手当等減
			賞与引当金額 繰入	23,013	1,070	24,083	賞与引当金繰入額増
			報酬	1,254	0	1,254	
			法定福利費	58,192	△ 5,694	52,498	職員共済組合負担金減
			法定福利費 引当金繰入額	4,864	272	5,136	法定福利費引当金繰入額増
			旅費	2,854	△ 661	2,193	総会・研修・研究会等旅費減
			備用品費	2,323	△ 6	2,317	新聞購読料減
			燃料費	1,555	0	1,555	
			光熱水費	2,413	△ 300	2,113	ガス空調光熱水費減
			印刷製本費	1,599	△ 180	1,419	水レター印刷製本費減
			通信運搬費	2,396	△ 300	2,096	庁舎電話料金及びBEAT接続料通信費減
			委託料	29,506	△ 614	28,892	業務委託入札残等
			手数料	4,326	△ 5	4,321	ライセンス手数料減
			賃借料	211	0	211	
			修繕費	1,185	0	1,185	
			保険料	3,146	449	3,595	施設賠償責任保険料増
			負担金	2,912	△ 16	2,896	職員総合健康診断負担金減
			研修費	1,191	△ 103	1,088	総会・研修・研究会等研修費減
			食糧費	41	0	41	
			交際費	33	0	33	
			公課費	20	0	20	
			退職給付費	3,257	0	3,257	
			退職給付 引当金繰入額	21,277	4,262	25,539	退職給付引当金繰入額増
			厚生福利費	532	△ 92	440	厚生福利費減

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業費用	議会費		4,872	△ 320	4,552	
			報酬	3,054	0	3,054	
			旅費	1,324	△ 320	1,004	議員視察等旅費減
			備用品費	3	0	3	
			印刷製本費	1	0	1	
			委託料	383	0	383	
			賃借料	90	0	90	
			食糧費	5	0	5	
		交際費	12	0	12		
		監査費		729	0	729	
			報酬	636	0	636	
			旅費	85	0	85	
			備用品費	3	0	3	
		受水費		502,651	0	502,651	
			受水費	502,651	0	502,651	
		減価償却費		1,015,429	0	1,015,429	
			有形固定資産減価償却費	933,710	0	933,710	
			無形固定資産減価償却費	81,719	0	81,719	
		資産減耗費		20,749	△ 10,000	10,749	
			固定資産除却費	20,749	△ 10,000	10,749	除却資産変更

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
水道事業費用	営業外費用			123,343	17,891	141,234	
		補助金		435	0	435	
			補助金	435	0	435	
		支払利息		68,375	△ 339	68,036	
			支払利息	68,375	△ 339	68,036	借入時利率減
		消費税及び地方消費税		53,215	18,230	71,445	
			消費税及び地方消費税	53,215	18,230	71,445	仮受仮払消費税の増減
		雑支出		1,318	0	1,318	
	その他雑支出		1,318	0	1,318		
	予備費				10,000	0	10,000
予備費				10,000	0	10,000	
		予備費			10,000	0	10,000

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明		
資本的収入				358,918	△ 2,178	356,740			
	企業債			300,000	0	300,000			
		企業債			300,000	0	300,000		
			企業債			300,000	0	300,000	
	工事負担金				10,623	△ 2,870	7,753		
		工事負担金			10,623	△ 2,870	7,753		
			工事負担金			9,837	△ 2,680	7,157	消火栓工事減
			手数料			786	△ 190	596	消火栓工事減
	国庫補助金				0	462	462		
		国庫補助金			0	462	462		
			国庫補助金			0	462	462	令和7年度事業の一部前倒し
	出資金				48,295	230	48,525		
		一般会計出資金			48,295	230	48,525		
一般会計出資金					48,295	230	48,525	令和7年度事業の一部前倒し	

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明		
資本的支出				1,385,511	△ 60,634	1,324,877			
	建設改良費			853,603	△ 60,164	793,439			
		水源・浄水場 施設整備費			106,483	△ 16,714	89,769		
			給料		23,124	△ 1,400	21,724	再任用職員の勤務形態の変更	
			手当		12,356	△ 372	11,984	期末勤勉手当等減	
			賞与引当金額 繰入		3,233	0	3,233		
			法定福利費		7,827	△ 977	6,850	職員共済組合負担金減	
			法定福利費 引当金額繰入		679	0	679		
			委託料		0	561	561	令和7年度業務の一部前倒し	
			補償費		15,000	△ 15,000	0	補償工事減	
			工事請負費		41,779	825	42,604	令和7年度工事の一部前倒し	
			退職給付額 引当金額繰入		2,485	△ 351	2,134	退職給付引当金額繰入額減	
			配水施設整備費			714,697	△ 38,680	676,017	
				備用品費		278	0	278	
		通信運搬費			75	0	75		
		委託料			61,777	△ 17,680	44,097	業務委託入札残等	
		手数料			479	0	479		
		賃借料			1,260	0	1,260		
		修繕費			314	0	314		
		工事請負費			650,429	△ 21,000	629,429	工事請負入札残等	
		保険料			48	0	48		
	公課費		37	0	37				

款	項	目	節	既決予定額	補正予定額	合計	説明
資本的支出	建設改良費	諸設備費		32,423	△ 4,770	27,653	
			量水器費	15,760	△ 4,770	10,990	量水器出庫減
			固定資産購入費	16,663	0	16,663	
	企業債償還金	企業債償還金		477,993	150	478,143	
			企業債償還金	477,993	150	478,143	
			企業債償還金	477,993	150	478,143	借入時利率減
	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金		620	△ 620	0	
			国庫補助金返還金	620	△ 620	0	
			国庫補助金返還金	620	△ 620	0	返還年度変更による減額
	投資	投資		48,295	0	48,295	
			投資	48,295	0	48,295	
			投資	48,295	0	48,295	
	予備費	予備費		5,000	0	5,000	
			予備費	5,000	0	5,000	
予備費			5,000	0	5,000		

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物	8～65年
構築物	5～80年
機械及び装置	5～20年
工具、器具及び備品	2～20年
車両運搬具	3～12年

(2) 無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

水利権	20年
その他無形固定資産	5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

水道料金等の債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金

当年度における退職手当を支給するため退職給付引当金から19,443,448円を取り崩す予定である。

(2) 賞与引当金

当年度における期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金から26,179,000円を取り崩した。

(3) 法定福利費引当金

当年度における期末・勤勉手当に係る法定福利費を支給するため法定福利費引当金から5,528,000円を取り崩した。

(4) 貸倒引当金

当年度生じた不納欠損に対し貸倒引当金から1,952,490円を取り崩す予定である。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

6 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

令和6年度末の未経過リース料相当額は、下記のとおり。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1年内 1,259,280円

1年超 1,259,280円

計 2,518,560円

議案第 6 号説明資料

令和 7 年第 1 回春日那珂川水道企業団議会定例会
令和 6 年度補正予算説明資料

春日那珂川水道企業団

令和6年度 補正予算 (第2号)

消費税込み

(単位：千円)

区分	収入の部			支出の部				
	既決予定額	補正予定額	合計	既決予定額	補正予定額	合計		
収益的収入及び支出	水道事業収益	3,075,879	17,812	3,093,691	水道事業費用	2,947,131	△ 50,709	2,896,422
	営業収益	2,630,643	27,800	2,658,443	営業費用	2,813,788	△ 68,600	2,745,188
	給水収益	2,526,925	27,800	2,554,725	原水及び浄水費	613,295	△ 62,000	551,295
	その他営業収益	103,718	0	103,718	配水及び給水費	154,806	8,304	163,110
	営業外収益	445,236	△ 9,988	435,248	業務費	79,355	△ 600	78,755
	加入負担金	155,518	0	155,518	総係費	421,902	△ 3,984	417,918
	他会計補助金	3,573	12	3,585	議会費	4,872	△ 320	4,552
	長期前受金戻入	265,606	△ 10,000	255,606	監査費	729	0	729
	その他営業外収益	20,539	0	20,539	受水費	502,651	0	502,651
					減価償却費	1,015,429	0	1,015,429
					資産減耗費	20,749	△ 10,000	10,749
					営業外費用	123,343	17,891	141,234
					補助金	435	0	435
					支払利息	68,375	△ 339	68,036
				消費税及び地方消費税	53,215	18,230	71,445	
				雑支出	1,318	0	1,318	
				予備費	10,000	0	10,000	
				予備費	10,000	0	10,000	
				収支差引額	128,748	68,521	197,269	
				(税抜後当年度純利益)	(55,485)	(79,087)	(134,572)	
	計	3,075,879	17,812	3,093,691	計	3,075,879	17,812	3,093,691
資本的収入及び支出	資本的収入	358,918	△ 2,178	356,740	資本的支出	1,385,511	△ 60,634	1,324,877
	企業債	300,000	0	300,000	建設改良費	853,603	△ 60,164	793,439
	企業債	300,000	0	300,000	水源・浄水場施設整備費	106,483	△ 16,714	89,769
	工事負担金	10,623	△ 2,870	7,753	配水施設整備費	714,697	△ 38,680	676,017
	工事負担金	10,623	△ 2,870	7,753	諸設備費	32,423	△ 4,770	27,653
	国庫補助金	0	462	462	企業債償還金	477,993	150	478,143
	国庫補助金	0	462	462	企業債償還金	477,993	150	478,143
	出資金	48,295	230	48,525	国庫補助金返還金	620	△ 620	0
	一般会計出資金	48,295	230	48,525	国庫補助金返還金	620	△ 620	0
					投資	48,295	0	48,295
					投資	48,295	0	48,295
					予備費	5,000	0	5,000
					予備費	5,000	0	5,000
		資本的収支不足額	1,026,593	△ 58,456	968,137			
	計	1,385,511	△ 60,634	1,324,877	計	1,385,511	△ 60,634	1,324,877
					予算規模	4,461,390	△ 42,822	4,418,568

収益的収支	
収益的収入	3,093,691
収益的支出	2,896,422
収支差引額	197,269
(税抜後純利益)	(134,572)
既決予定額との比較	79,087
資本的収支	
資本的収入	356,740
資本的支出	1,324,877
不足額	968,137
補てん財源	
消費税資本的収支調整額	66,916
建設改良積立金	300,000
過年度損益勘定留保資金	601,221
補てん額	968,137

議案第 7 号

令和 7 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計当初予算について

上記の予算案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

春日那珂川水道企業団

企業長 井 上 澄 和

提案理由

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 24 条第 2 項の規定により令和 7 年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の当初予算を調製したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 2 号の規定により企業団議会の議決を求めるものである。

令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1. 給 水 戸 数	68,850 戸
2. 年 間 総 配 水 量	13,374,231 m ³
3. 一 日 平 均 配 水 量	36,642 m ³
4. 主要な建設改良事業	
(1) 水源・浄水場施設整備費	218,631 千円
浄水場施設更新工事等	
(2) 配水施設整備費	766,991 千円
配水管布設工事等	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益		3,100,598 千円
第1項 営業収益		2,663,838 千円
第2項 営業外収益		436,760 千円
	支 出	
第1款 水道事業費用		2,902,739 千円
第1項 営業費用		2,786,888 千円
第2項 営業外費用		105,851 千円
第3項 予備費		10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,223,761千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額91,509千円、過年度分損益勘定留保資金1,132,252千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		351,741 千円
第1項 企業債		300,000 千円
第2項 工事負担金		9,211 千円
第3項 国庫補助金		3,200 千円
第4項 出資金		39,330 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		1,575,502 千円
第1項 建設改良費		1,067,058 千円
第2項 企業債償還金		462,791 千円

第3項	国庫補助金返還金	2,923千円
第4項	投 資	37,730千円
第5項	予 備 費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	千円 300,000	証書借入	% 3.0以内	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは、繰上償還又は借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 416,075千円
(2) 交際費 45千円

(他会計からの補助金)

第8条 春日市及び那珂川市の一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 福岡地区水道企業団補助金 399千円
(2) 児童手当補助金 3,104千円
(3) 福岡地区水道企業団出資金 37,730千円
(4) 春日那珂川水道企業団出資金 1,600千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、12,954千円と定める。

令和7年度

水道事業会計
予算に関する説明書

春日那珂川水道企業団

令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算実施計画

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
水道事業 収 益			千円 3,100,598	
	営 業 収 益		2,663,838	
		給 水 収 益	2,558,241	水道料金収入
		そ の 他 営 業 収 益	105,597	春日市・那珂川市下水道使用料賦課 徴収受託料等
	営 業 外 収 益		436,760	
		加 入 負 担 金	166,045	加入負担金
		他 会 計 補 助 金	3,503	福岡地区水道企業団・児童手当に係 る構成団体からの補助金
		長 期 前 受 金 戻 入	247,069	受贈財産評価額、工事負担金、国庫 補助金等の戻入益
		そ の 他 営 業 外 収 益	20,143	受取利息及びその他雑収益

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
水道事業 費 用			千円 2,902,739	
	営業費用		2,786,888	
		原水及び浄水費	568,087	浄水施設維持管理費
		配水及び給水費	158,801	配水施設維持管理費
		業 務 費	83,079	検針、徴収業務費
		総 係 費	416,704	総括的運営経費
		議 会 費	5,018	議会運営及び議員報酬、費用弁償
		監 査 費	733	監査事務費及び監査委員報酬、費用弁償
		受 水 費	520,652	福岡地区水道企業団からの受水費
		減 価 償 却 費	1,007,928	有形固定資産、無形固定資産減価償却費
		資 産 減 耗 費	25,886	固定資産除却費
		営業外費用	105,851	
		補 助 金	399	福岡地区水道企業団に対する補助金
		支 払 利 息	65,097	企業債利息
		消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	39,037	消費税及び地方消費税納税額
		雑 支 出	1,318	過年度分水道料金等還付金
		予 備 費	10,000	
		予 備 費	10,000	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的収入			千円 351,741	
	企 業 債		300,000	
		企 業 債	300,000	配水施設整備に係る上水道事業債
	工事負担金		9,211	
		工 事 負 担 金	9,211	消火栓設置、移設工事に伴う工事負担金等
	国庫補助金		3,200	
		国 庫 補 助 金	3,200	国庫補助金
	出 資 金		39,330	
一般会計出資金		39,330	福岡地区水道企業団及び浄水施設耐震化事業の構成団体出資金	

支 出

款	項	目	予 定 額	備 考
資本的支出			千円 1,575,502	
	建設改良費		1,067,058	
		水源・浄水場 施設整備費	218,631	浄水施設更新工事等
		配水施設整備費	766,991	配水管布設工事等
		諸 設 備 費	81,436	量水器費、固定資産購入費
	企 業 債 還 金		462,791	
		企業債償還金	462,791	企業債償還元金
	国庫補助金 返 還 金		2,923	
		国 庫 補 助 金 返 還 金	2,923	国庫補助金の消費税相当額
	投 資		37,730	
		投 資	37,730	福岡地区水道企業団への出資金
	予 備 費		5,000	
		予 備 費	5,000	

令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	105,173
	減価償却費	1,007,928
	固定資産除却費	25,886
	貸倒引当金の増減額	1,410
	引当金の増減額	11,197
	長期前受金戻入額	△ 247,069
	受取利息及び受取配当金	△ 18,029
	支払利息	65,097
	未収金の増減額 (△は増加)	△ 14,258
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 11,488
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 24,002
	小計	901,845
	利息及び配当金の受取額	18,029
	利息の支払額	△ 65,097
	業務活動によるキャッシュ・フロー	854,777
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 963,197
	国庫補助金等による収入	3,200
	負担金による収入	9,211
	国庫補助金等の返還による支出	△ 2,923
	出資による支出	△ 37,730
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 991,439
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	300,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 462,791
	他会計からの出資による収入	39,330
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 123,460
	資金の増加額 (又は減少額)	△ 260,123
	資金期首残高	3,127,797
	資金期末残高	2,867,674

給 与 費 明 細 書

1 総 括

区 分		職員数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)			計 (千円)
本 年 度	損益勘定支弁職員	16	41 (0)	4,944	163,991	135,861	304,796	61,657	366,453
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	22,749	18,613	41,362	8,260	49,622
	合計	16	47 (0)	4,944	186,740	154,474	346,158	69,917	416,075
前 年 度	損益勘定支弁職員	16	43 (0)	4,944	162,294	139,181	306,419	63,056	369,475
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,124	17,593	40,717	8,506	49,223
	合計	16	49 (0)	4,944	185,418	156,774	347,136	71,562	418,698
比 較	損益勘定支弁職員	0	△ 2 (0)	0	1,697	△ 3,320	△ 1,623	△ 1,399	△ 3,022
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	△ 375	1,020	645	△ 246	399
	合計	0	△ 2 (0)	0	1,322	△ 2,300	△ 978	△ 1,645	△ 2,623

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	本年度	5,208	16,669	5,005	3,999	0	13,815
	前年度	5,982	16,623	4,777	3,788	0	11,647
	比較	△ 774	46	228	211	0	2,168

手 当 の 内 訳	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
	本年度	4,411	45,280	37,670	3,320	19,097	154,474
	前年度	4,411	43,702	36,230	2,595	27,019	156,774
	比較	0	1,578	1,440	725	△ 7,922	△ 2,300

- 備考 1 報酬又は給料をもって支弁される職員で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。
- 2 () 内には、短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）について外書きすること。

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分		職員数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)			計 (千円)
本年度	損益勘定支弁職員	16	38 (0)	4,944	156,853	130,227	292,024	59,195	351,219
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	22,749	18,613	41,362	8,260	49,622
	合計	16	44 (0)	4,944	179,602	148,840	333,386	67,455	400,841
前年度	損益勘定支弁職員	16	39 (0)	4,944	154,297	133,410	292,651	59,658	352,309
	資本勘定支弁職員	0	6 (0)	0	23,124	17,593	40,717	8,506	49,223
	合計	16	45 (0)	4,944	177,421	151,003	333,368	68,164	401,532
比較	損益勘定支弁職員	0	△ 1 (0)	0	2,556	△ 3,183	△ 627	△ 463	△ 1,090
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	△ 375	1,020	645	△ 246	399
	合計	0	△ 1 (0)	0	2,181	△ 2,163	18	△ 709	△ 691

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	本年度	5,208	16,062	5,005	3,999	0	13,286
	前年度	5,982	15,943	4,777	3,663	0	11,070
	比較	△ 774	119	228	336	0	2,216

手当の内訳	区 分	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職給付費 (千円)	計 (千円)
	本年度	4,411	43,128	35,862	3,320	18,559	148,840
	前年度	4,411	41,628	34,480	2,595	26,454	151,003
	比較	0	1,500	1,382	725	△ 7,895	△ 2,163

備考 1 この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 () 内は、短時間勤務職員について外書きすること。

イ 会計年度任用職員

区 分		職員数		給 与 費			法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)			計 (千円)
本年度	損益勘定支弁職員	0	3 (0)	0	7,138	5,634	12,772	2,462	15,234
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	3 (0)	0	7,138	5,634	12,772	2,462	15,234
前年度	損益勘定支弁職員	0	4 (0)	0	7,997	5,771	13,768	3,398	17,166
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	4 (0)	0	7,997	5,771	13,768	3,398	17,166
比較	損益勘定支弁職員	0	△ 1 (0)	0	△ 859	△ 137	△ 996	△ 936	△ 1,932
	資本勘定支弁職員	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0
	合計	0	△ 1 (0)	0	△ 859	△ 137	△ 996	△ 936	△ 1,932

手当の内訳	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	0	607	0	0	0	529
	前年度	0	680	0	125	0	577
	比較	0	△ 73	0	△ 125	0	△ 48

手当の内訳	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	退職給付費	計
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	本年度	0	2,152	1,808	0	538	5,634
	前年度	0	2,074	1,750	0	565	5,771
	比較	0	78	58	0	△ 27	△ 137

備考 1 この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員（事業費支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。

2 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細（会計年度任用職員以外の職員分）

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	2,181	給与規程改正に伴う増減分 3,569	令和6年度給与改定あり	
		昇給に伴う増加分 351	定期昇給によるもの	
		その他増減分 △ 1,739	職員数の増減等によるもの	令和7年度職員数 44人（前年度比 1人減） 退職及び再任用職員に伴うもの
手 当	△ 2,163	給与規程改正に伴う増減分 5,098	令和6年度給与改定あり 期末手当 1,500千円 勤勉手当 1,382千円 時間外勤務手当 2,216千円	
		その他増減分 △ 7,261	扶養手当 △774千円 地域手当 119千円 住居手当 228千円 通勤手当 336千円 児童手当 725千円 退職給付費 △7,895千円	支給対象職員の増減に伴うもの

(注) 1 一般職の職員の給与（報酬をもって支弁される職員に係る給与を除く。）について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

3 給料及び手当の状況（会計年度任用職員以外の職員分）

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		事務・技術職 (企業職(一))	技能労務職 (企業職(二))
令和7年4月1日現在	平均給料月額(円)	354,586	該当なし
	平均給与月額(円)	444,318	該当なし
	平均年齢(歳)	45.6	該当なし
令和6年4月1日現在	平均給料月額(円)	341,145	該当なし
	平均給与月額(円)	431,497	該当なし
	平均年齢(歳)	45.1	該当なし

(2) 初任給

区 分	事務・技術職(円)	技能労務職(円)	春日市の制度	
			行政職(円)	技能労務職(円)
中学校卒				
高校卒	194,500	216,600	194,500	216,600
短大卒	207,400		207,400	
大学卒	220,000		220,000	

(3) 級別職員数

区 分	事務・技術職				技能労務職			
	級	職員数(人)	構成比(%)		級	職員数(人)	構成比(%)	
令和7年4月1日現在	1級	1(0)	2.7(0)		1級	0(0)	0(0)	
	2級	2(0)	5.4(0)		2級	0(0)	0(0)	
	3級	9(7)	24.3(100.0)		3級	0(0)	0(0)	
	4級	13(0)	35.2(0)		4級	0(0)	0(0)	
	5級	6(0)	16.2(0)		5級	0(0)	0(0)	
	6級	5(0)	13.5(0)					
	7級	1(0)	2.7(0)					
	計	37(7)	100.0(100.0)		計	0(0)	0(0)	
令和6年4月1日現在	1級	1(0)	2.6(0)		1級	0(0)	0(0)	
	2級	6(0)	15.8(0)		2級	0(0)	0(0)	
	3級	5(7)	13.2(100.0)		3級	0(0)	0(0)	
	4級	13(0)	34.2(0)		4級	0(0)	0(0)	
	5級	7(0)	18.4(0)		5級	0(0)	0(0)	
	6級	5(0)	13.2(0)					
	7級	1(0)	2.6(0)					
	計	38(7)	100.0(100.0)		計	0(0)	0(0)	

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級・2級	3級	4級	5級	6級	7級
事務・技術職	主事・技師	事務主任・技術主任 事務主査・技術主査	係長・主任主査	課長補佐・統括係長・所長・主査幹	課長・主幹・副参事	局長・参事

(4) 昇給

区 分		合計	事務・技術職	技能労務職	
本 年 度	職員数 (A) (人)	37	37		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	37	37		
	号給数別内訳	2号給 (人)	9	9	
		4号給 (人)	29	29	
		6号給 (人)	0	0	
		8号給 (人)	0	0	
		1号給 (人)	0	0	
比率 (B) / (A) (%)	100.0	100.0			
前 年 度	職員数 (A) (人)	38	38		
	昇給に係る職員数 (B) (人)	37	37		
	号給数別内訳	2号給 (人)	7	7	
		4号給 (人)	30	30	
		6号給 (人)	0	0	
		8号給 (人)	0	0	
		1号給 (人)	0	0	
比率 (B) / (A) (%)	97.4	97.4			

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	12月 (月分)		
本年度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有
前年度	2.250 (1.175)	2.350 (1.225)	4.600 (2.250)	有
春日市の制度	2.300 (1.200)	2.300 (1.200)	4.600 (2.400)	有

※前年度の支給率は、令和6年の人事院勧告により支給率が増加となったが、6月分の支給率増加分は12月の支給率で対応した。

(6) 定年退職及び勲奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特別措置 3～45%加算	
春日市の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特別措置 3～45%加算	

(7) その他の手当

区分	春日市の制度との異同
扶養手当	同じ
地域手当	異なる
住居手当	同じ
通勤手当	同じ

(注) 1 一般職の職員の給与(報酬又は賃金をもって支弁される職員に係る給与を除く。)について記載すること。

2 「(1) 職員1人当たり給与」及び「(3) 級別職員数」は予算調製時及びその1年前の数値により、「(5) 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調製時の数値により、それぞれ作成すること。

3 「(1) 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。

4 「(1) 職員1人当たり給与」の「平均給与月額」は、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。

5 「(2) 初任給」、「(5) 期末手当、勤勉手当」及び「(7) 定年退職及び退職勲奨に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8) その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部組合又は広域連合の経営に係る事業にあってはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」とし、財務規定等のみを適用している事業(一部事務組合又は広域連合の経営に係るものを除く。)にあってはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。

6 「(2) 初任給」の「一般会計の制度」欄の「何々職」の区分は、当該事業会計において職員に適用される給料表に対応する一般会計の職員の給料表の区分によること。ただし、一般会計の職員の給料表において対応するものがなく、国の制度において対応する俸給表がある場合には、当該俸給表が適用される国家公務員について記載することとし、その旨注記すること。

7 「(3) 級別職員数」の()内には、短時間勤務職員について外書きすること。

8 「(3) 級別職員数」の「(級別の標準的な職務内容)」は、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。

9 「(4) 昇給」の「職員数」欄には、再任用短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。

10 「(5) 期末手当、勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、「支給期別支給率」欄及び「支給率計」欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の()内には再任用職員の標準的な支給率をそれぞれ記載すること。

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事 項	限 度 額	前年度末までの支払義務 発 生 (見 込) 額		当該年度以降の支払義務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
						国庫補助金	出 資 金	
五ヶ山ダムの管理に係る負担金	千円 共同施設の管理 費に1,000分の 9.5を乗じた額 相当額	令和6年度まで	千円 8,865	共 同 施 設 の 存 続 す る 期 間	千円 共同施設の管理 費に1,000分の 9.5を乗じた額 相当額	千円 0	千円 0	千円 共同施設の管理 費に1,000分の 9.5を乗じた額 相当額
猿山川取水施設用地に係る土地賃 貸借契約	1,325	令和6年度まで	390	令和20年度まで	935	0	0	935
スマートメーター導入	144	令和6年度まで	104	令和9年度まで	40	0	0	40
複合機購入及び保守業務（浄水 課）	814	令和6年度まで	654	令和7年度まで	160	0	0	160
水道料金等印刷物作成業務	7,500	令和6年度まで	1,904	令和9年度まで	5,596	0	0	5,596
積算システム賃借料	6,409	令和6年度まで	3,778	令和8年度まで	2,519	0	0	2,519
e-Meter検針業務	385	令和6年度まで	58	令和11年度まで	20	0	0	20

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事 項	限度額	前年度末までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
						国庫補助金	出 資 金	
水道料金検針調定等業務	千円 290,000	令和6年度まで	千円 103,356	令和9年度まで	千円 155,034	千円 0	千円 0	千円 155,034
電話代行業務	4,439	令和6年度まで	1,601	令和9年度まで	2,838	0	0	2,838
庁舎清掃業務	22,220	令和6年度まで	7,315	令和9年度まで	10,835	0	0	10,835
管路地理情報システム導入及び更新保守業務	50,036	令和6年度まで	27,390	令和10年度まで	19,800	0	0	19,800
浄水場運転管理業務	612,673	令和6年度まで	117,150	令和8年度まで	234,300	0	0	234,300
自家用電気工作物保安管理業務	3,571	令和6年度まで	0	令和7年度まで	3,571	0	0	3,571
水位計保守点検業務	6,534	令和6年度まで	0	令和7年度まで	6,534	0	0	6,534

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事 項	限度額	前年度末までの支払義務 発生（見込）額		当該年度以降の支払義務 発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
						国庫補助金	出 資 金	
浄水汚泥収集運搬業務	千円 25,702	令和6年度まで	千円 0	令和7年度まで	千円 25,702	千円 0	千円 0	千円 25,702
浄水汚泥最終処分業務	14,256	令和6年度まで	0	令和7年度まで	14,256	0	0	14,256
浄水処理用薬品購入	32,524	令和6年度まで	0	令和7年度まで	32,524	0	0	32,524
水道調定収納システム更新	51,700	令和6年度まで	0	令和7年度まで	51,700	0	0	51,700
財務会計システム更新	11,509	令和6年度まで	0	令和7年度まで	11,509	0	0	11,509
水道メーター取替業務	65,000	令和6年度まで	0	令和9年度まで	65,000	0	0	65,000
公道漏水修理等業務	55,636	令和6年度まで	0	令和9年度まで	55,636	0	0	55,636

債務負担行為に関する調書

前年度までに係る分

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左 の 財 源 内 訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一 般 財 源
						国庫補助金	出 資 金	
創立50周年記念誌作成業務	千円 12,980	令和6年度まで	千円 0	令和9年度まで	千円 12,980	千円 0	千円 0	千円 12,980
埋金浄水場耐震補強及び補修工事	37,788	令和6年度まで	825	令和7年度まで	36,963	2,249	1,124	33,590
東限浄水場2号脱水機耐震補強実施設計業務	5,385	令和6年度まで	561	令和7年度まで	4,824	1,413	706	2,705

令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,725		
ロ 建 物	3,808,366			
減価償却累計額	<u>△ 1,397,032</u>	2,411,334		
ハ 構 築 物	32,265,559			
減価償却累計額	<u>△ 16,230,032</u>	16,035,527		
ニ その他構築物	942,067			
減価償却累計額	<u>△ 553,179</u>	388,888		
ホ 機械及び装置	6,203,298			
減価償却累計額	<u>△ 4,665,992</u>	1,537,306		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 28,722</u>	1,518		
ト 工具、器具及び備品	274,863			
減価償却累計額	<u>△ 249,133</u>	25,730		
チ 建設仮勘定		<u>156,757</u>		
有形固定資産合計			23,124,785	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,042,078		
ロ その他無形固定資産		<u>17,179</u>		
無形固定資産合計			1,059,257	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,753,551</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,753,551</u>	
固 定 資 産 合 計				26,937,593
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			2,867,674	
(2) 未 収 金		463,562		
未収金貸倒引当金		<u>△ 7,227</u>	456,335	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			7,581	
(5) 前 払 金			33,042	
(6) その他流動資産			<u>3,000</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>4,967,107</u>
資 産 合 計				<u>31,904,700</u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			4,815,353	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		386,319	<u>386,319</u>	
	固定負債合計				5,201,672
4	流動負債				
(1)	企業債			434,239	
(2)	未払金			173,588	
(3)	前受金			1,630	
(4)	引当金				
	イ 退職給与引当金		2,344		
	ロ 賞与引当金		27,496		
	ハ 法定福利費引当金		5,815	35,655	
(5)	預り金			286,195	
	流動負債合計				931,307
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			13,813,159	
(2)	長期前受金収益化累計額			△ 8,570,484	
	繰延収益合計				<u>5,242,675</u>
	負債合計				<u><u>11,375,654</u></u>

		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,974,531</u>	
	資本金合計				16,974,531
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資本剰余金合計				111,926
(2)	利益剰余金				
	イ 建設改良積立金		300,000		
	ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,142,589</u>		
	利益剰余金合計			<u>3,442,589</u>	
	剰余金合計				<u>3,554,515</u>
	資本合計				<u>20,529,046</u>
	負債資本合計				<u><u>31,904,700</u></u>

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 営業収益			
(1) 給水収益	2,322,478		
(2) その他営業収益	<u>94,902</u>	2,417,380	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	502,403		
(2) 配水及び給水費	148,369		
(3) 業務費	71,774		
(4) 総係費	413,259		
(5) 議会費	4,419		
(6) 監査費	722		
(7) 受水費	456,956		
(8) 減価償却費	1,015,429		
(9) 資産減耗費	<u>10,749</u>	<u>2,624,080</u>	
営業利益			△ 206,700
3 営業外収益			
(1) 加入負担金	141,380		
(2) 他会計補助金	3,585		
(3) 長期前受金戻入	255,606		
(4) その他営業外収益	<u>20,371</u>	420,942	
4 営業外費用			
(1) 補助金	435		
(2) 支払利息	68,036		
(3) 雑支出	<u>1,199</u>	<u>69,670</u>	<u>351,272</u>
経常利益			144,572
5 予備費			
(1) 予備費	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>	<u>10,000</u>
当年度純利益			134,572
前年度繰越利益剰余金			2,902,844
その他未処分利益剰余金変動額			<u>0</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>3,037,416</u></u>

令和6年度春日那珂川水道企業団水道事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		2,567,724		
ロ 建 物	3,808,365			
減価償却累計額	<u>△ 1,333,619</u>	2,474,746		
ハ 構 築 物	31,305,516			
減価償却累計額	<u>△ 15,613,205</u>	15,692,311		
ニ その他構築物	942,067			
減価償却累計額	<u>△ 522,784</u>	419,283		
ホ 機械及び装置	6,206,537			
減価償却累計額	<u>△ 4,455,180</u>	1,751,357		
ヘ 車両及び運搬具	30,240			
減価償却累計額	<u>△ 28,606</u>	1,634		
ト 工具、器具及び備品	277,003			
減価償却累計額	<u>△ 243,377</u>	33,626		
チ 建設仮勘定		<u>156,756</u>		
有形固定資産合計			23,097,437	
(2) 無形固定資産				
イ 水 利 権		1,113,670		
ロ その他無形固定資産		<u>26,200</u>		
無形固定資産合計			1,139,870	
(3) 投資その他の資産				
イ 出 資 金		<u>2,715,821</u>		
投資その他の資産合計			<u>2,715,821</u>	
固 定 資 産 合 計				26,953,128
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			3,127,797	
(2) 未 収 金		449,303		
未収金貸倒引当金		<u>△ 5,816</u>	443,487	
(3) 有 価 証 券			1,599,475	
(4) 貯 蔵 品			7,183	
(5) 前 払 金			33,041	
(6) その他流動資産			<u>3,126</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>5,214,109</u>
資 産 合 計				<u><u>32,167,237</u></u>

		負債の部			
		千円	千円	千円	千円
3	固定負債				
(1)	企業債			4,949,592	
(2)	引当金				
	イ 退職給付引当金		371,383	<u>371,383</u>	
	固定負債合計				5,320,975
4	流動負債				
(1)	企業債			462,791	
(2)	未払金			197,716	
(3)	前受金			1,630	
(4)	引当金				
	イ 退職給与引当金		0		
	ロ 賞与引当金		27,316		
	ハ 法定福利費引当金		<u>5,815</u>	33,131	
(5)	預り金			<u>286,196</u>	
	流動負債合計				981,464
5	繰延収益				
(1)	長期前受金			13,803,671	
(2)	長期前受金収益化累計額			<u>△ 8,323,415</u>	
	繰延収益合計				<u>5,480,256</u>
	負債合計				<u><u>11,782,695</u></u>

		資本の部			
		千円	千円	千円	千円
6	資本金				
(1)	資本金			<u>16,935,200</u>	
	資本金合計				16,935,200
7	剰余金				
(1)	資本剰余金				
	イ 受贈財産評価額		<u>111,926</u>		
	資本剰余金合計				111,926
(2)	利益剰余金				
	イ 建設改良積立金		300,000		
	ロ 当年度未処分利益剰余金		<u>3,037,416</u>		
	利益剰余金合計			<u>3,337,416</u>	
	剰余金合計				<u>3,449,342</u>
	資本合計				<u>20,384,542</u>
	負債資本合計				<u><u>32,167,237</u></u>

令和7年度春日那珂川水道企業団水道事業会計予算節別明細表

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明		
水道事業収益				3,100,598			
	営業収益	給水収益		2,558,241			
			水道料金		2,558,241	水道料金収入	
		その他営業収益			105,597		
				修理負担金		1,964	原因者分漏水修理負担金等
				手数料		3,948	設計・竣工検査手数料等
				下水道受託収益		99,685	下水道使用料賦課徴収受託料
		営業外収益	加入負担金		436,760		
			加入負担金		166,045		
			加入負担金		166,045	加入負担金	
	他会計補助金				3,503		
				他会計補助金		3,503	構成団体からの補助金
	長期前受金戻入				247,069		
				長期前受受贈財産評価額戻入		37,510	長期前受受贈財産評価額戻入益
				長期前受加入負担金戻入		110,896	長期前受加入負担金戻入益
				長期前受工事負担金戻入		60,801	長期前受工事負担金戻入益
				長期前受手数料戻入		13,190	長期前受手数料戻入益
				長期前受国庫補助金戻入		24,672	長期前受国庫補助金戻入益
			その他営業外収益			20,143	
				受取利息		18,029	受取利息
	その他雑収益			2,114	行政財産使用料等		

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用				2,902,739	
	営業費用			2,786,888	
		原水及び 浄水費		568,087	
			備用品費	1,700	現場用品等
			光熱水費	689	各浄水場電気ガス料金等
			通信運搬費	3,472	専用回線料等
			委託料	358,694	浄水場施設運転管理委託料等
			賃借料	12,514	貯水池堤防賃借料等
			修繕費	29,470	浄水施設修繕費
			動力費	126,214	各浄水場動力費
			薬品費	32,524	各浄水場薬品費
			保険料	18	公用車自賠責保険料
			負担金	2,123	浄水場関係負担金
			公課費	5	公用車重量税
		交付金	664	五ヶ山ダム市町村交付金	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	配水及び 給水費		158,801	
			備用品費	1,296	現場用品等
			光熱水費	85	ポンプ室電気料金等
			印刷製本費	27	給水装置工事申込書
			通信運搬費	375	ポンプ室テレメーター通信料
			委託料	46,362	漏水修理委託料等
			手数料	2	収入印紙
			賃借料	253	西鉄、J R 軌道敷賃借料等
			修繕費	107,320	漏水修理修繕費等
			動力費	2,586	ポンプ室動力費
			材料費	289	材料出庫費
			保険料	18	公用車自賠責保険料
			公課費	19	公用車重量税
			貸倒引当金繰入額	169	修理負担金等貸倒引当金
		業務費		83,079	
			備用品費	1,000	OA事務用品等
			印刷製本費	964	各種通知書印刷費等
			通信運搬費	9,530	各種通知書郵送費等
			委託料	57,196	検針委託料等
			手数料	10,778	コンビニ収納手数料等
			賃借料	385	那珂川出張所賃借料
			修繕費	601	公用車修繕費等
			保険料	36	公用車自賠責保険料
			公課費	14	公用車重量税
		貸倒引当金繰入額	2,575	水道料金貸倒引当金	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	総係費		416,704	
			給料	163,991	職員給料
			手当	94,848	職員各種手当
			賞与引当金繰入額	24,246	賞与引当金
			報酬	1,254	企業長等報酬
			法定福利費	56,524	職員共済組合負担金等
			法定福利費引当金繰入額	5,133	法定福利費引当金
			旅費	2,575	職員研修の旅費等
			備用品費	1,933	事務用品等
			燃料費	1,562	公用車等燃料費
			光熱水費	2,284	庁舎ガス水道料金等
			印刷製本費	1,965	広報紙印刷費、コピー料金等
			通信運搬費	2,256	電話料金等
			委託料	21,132	庁舎管理、広報紙配布料等
			手数料	8,469	システム利用料等
			賃借料	46	レンタルサーバーの賃借料
			修繕費	3,260	庁舎の修繕費等
			保険料	3,739	建物、施設保険料等
			負担金	2,978	水源地域負担金等
			研修費	1,095	研修参加費等
			食糧費	41	来客時の食糧費等
			交際費	33	交際費
			公課費	35	公用車重量税
			退職給付引当金繰入額	16,767	退職給付引当金
厚生福利費	538	職員互助会助成金			

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業費用	議会費		5,018	
			報酬	3,054	議員報酬
			旅費	1,437	費用弁償、視察旅費等
			備用品費	4	事務用品等
			印刷製本費	1	議長写真印刷費
			委託料	383	会議録作成委託料
			賃借料	116	バス借上料
			食糧費	11	視察時の手土産代
		交際費	12	交際費	
		監査費		733	
			報酬	636	監査委員報酬
			旅費	88	費用弁償、視察旅費等
			備用品費	4	事務用品等
		受水費		520,652	
			受水費	520,652	福岡地区水道企業団からの受水費
		減価償却費		1,007,928	
			有形固定資産減価償却費	927,315	構築物等の減価償却費
			無形固定資産減価償却費	80,613	水利権等の減価償却費
		資産減耗費		25,886	
			固定資産除却費	25,886	構築物等の除却費

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
水道事業費用	営業外費用			105,851	
		補助金		399	
			補助金	399	福岡地区水道企業団への補助金
		支払利息		65,097	
			支払利息	65,097	企業債利息
		消費税及び 地方消費税		39,037	
			消費税及び 地方消費税	39,037	消費税及び地方消費税納税額
		雑支出		1,318	
	その他雑支出		1,318	過年度水道料金還付等	
	予備費		10,000		
予備費		10,000			
予備費		10,000	予備費		

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明	
資本的収入				351,741		
	企業債			300,000		
		企業債			300,000	
			企業債		300,000	配水施設整備に係る上水道事業債
	工事負担金				9,211	
		工事負担金			9,211	
			工事負担金		8,530	消火栓設置、移設工事の工事負担金
			手数料		681	消火栓設置、移設工事の手数料
	国庫補助金				3,200	
		国庫補助金			3,200	
			国庫補助金		3,200	浄水施設耐震化事業の国庫補助金
	出資金				39,330	
一般会計出資金				39,330		
		一般会計出資金		39,330	構成団体からの出資金	

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
資本的支出	建設改良費			1,575,502	
				1,067,058	
		水源・浄水場		218,631	
		施設整備費	給料	22,749	職員給料
			手当	13,033	職員各種手当
			賞与引当金繰入額	3,250	賞与引当金
			法定福利費	7,578	職員共済組合負担金
			法定福利費引当金繰入額	682	法定福利費引当金
			委託料	4,824	浄水施設整備に係る設計調査
			工事請負費	164,185	浄水施設整備工事費等
			退職給付引当金繰入額	2,330	退職給付引当金
			配水施設整備費	766,991	
			備用品費	246	現場用品等
			委託料	70,597	配水管関連設計業務等
			手数料	101	資材単価データ使用料
			賃借料	1,260	積算システム賃借料
			修繕費	230	公用車点検整備費
			工事請負費	694,513	配水管整備工事費
			保険料	18	公用車自賠責保険料
			公課費	26	公用車重量税

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
資本的支出	建設改良費	諸設備費		81,436	
			量水器費	11,090	量水器出庫費
			固定資産購入費	70,346	システム更新等
	企業債償還金	企業債償還金		462,791	
			企業債償還金	462,791	
			企業債償還金	462,791	企業債償還元金
	国庫補助金返還金	国庫補助金返還金		2,923	
			国庫補助金返還金	2,923	
			国庫補助金返還金	2,923	国庫補助金消費税相当額
	投資	投資		37,730	
			投資	37,730	
			投資	37,730	福岡地区水道企業団への出資金
予備費	予備費		5,000		
		予備費	5,000		
		予備費	5,000	予備費	

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 移動平均法による原価法による。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

建物	8～65年
構築物	5～80年
機械及び装置	5～20年
工具、器具及び備品	2～20年
車両運搬具	3～12年

(2) 無形固定資産

減価償却の方法 定額法による。

主な耐用年数

水利権	20年
その他無形固定資産	5年

3 引当金の計上方法

(1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に伴い発生する法定福利費の支払いに備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(4) 貸倒引当金

水道料金等の債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。

4 引当金の取崩し

(1) 退職給付引当金

当年度における退職手当を支給するため退職給付引当金から1,817,963円を取り崩す予定である。

(2) 賞与引当金

当年度における期末・勤勉手当を支給するため賞与引当金から27,316,000円を取り崩す予定である。

(3) 法定福利費引当金

当年度における期末・勤勉手当に係る法定福利費を支出するため法定福利費引当金から5,815,000円を取り崩す予定である。

(4) 貸倒引当金

当年度生じる不納欠損に対し1,333,681円を取り崩す予定である。

5 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

6 リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

令和7年度末の未経過リース料相当額は、下記のとおり。

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1年内	1,259,280円
1年超	0円
計	1,259,280円

議案第 7 号説明資料

令和 7 年第 1 回春日那珂川水道企業団議会定例会
令和 7 年度当初予算説明資料

春日那珂川水道企業団

令和7年度当初予算

消費税込み

(単位：千円)

区分	収入予算額				支出予算額			
	7年度当初予算案	6年度当初予算	増減額		7年度当初予算案	6年度当初予算	増減額	
収益的収入及び支出	水道事業収益	3,100,598	3,075,147	25,451	水道事業費用	2,902,739	2,946,424	△43,685
	営業収益	2,663,838	2,630,643	33,195	営業費用	2,786,888	2,811,776	△24,888
	給水収益	2,558,241	2,526,925	31,316	原水及び浄水費	568,087	613,295	△45,208
	その他営業収益	105,597	103,718	1,879	配水及び給水費	158,801	154,806	3,995
	営業外収益	436,760	444,504	△7,744	業務費	83,079	78,207	4,872
	加入負担金	166,045	155,518	10,527	総係費	416,704	421,038	△4,334
	他会計補助金	3,503	2,841	662	議会費	5,018	4,872	146
	長期前受金戻入	247,069	265,606	△18,537	監査費	733	729	4
	その他営業外収益	20,143	20,539	△396	受水費	520,652	502,651	18,001
					減価償却費	1,007,928	1,015,429	△7,501
					資産減耗費	25,886	20,749	5,137
					営業外費用	105,851	124,648	△18,797
					補助金	399	435	△36
					支払利息	65,097	68,375	△3,278
				消費税及び地方消費税	39,037	54,520	△15,483	
				雑支出	1,318	1,318	0	
				予備費	10,000	10,000	0	
				予備費	10,000	10,000	0	
				収支差引額	197,859	128,723	69,136	
				(税抜後当年度純利益)	(105,173)	(56,572)	(48,601)	
	計	3,100,598	3,075,147	25,451	計	3,100,598	3,075,147	25,451
資本的収入及び支出	資本的収入	351,741	358,918	△7,177	資本的支出	1,575,502	1,372,797	202,705
	企業債	300,000	300,000	0	建設改良費	1,067,058	840,889	226,169
	企業債	300,000	300,000	0	水源・浄水場施設整備費	218,631	93,769	124,862
	工事負担金	9,211	10,623	△1,412	配水施設整備費	766,991	714,697	52,294
	工事負担金	9,211	10,623	△1,412	諸設備費	81,436	32,423	49,013
	国庫補助金	3,200	0	3,200	企業債償還金	462,791	477,993	△15,202
	国庫補助金	3,200	0	3,200	企業債償還金	462,791	477,993	△15,202
	出資金	39,330	48,295	△8,965	国庫補助金返還金	2,923	620	2,303
	一般会計出資金	39,330	48,295	△8,965	国庫補助金返還金	2,923	620	2,303
					投資	37,730	48,295	△10,565
					投資	37,730	48,295	△10,565
					予備費	5,000	5,000	0
					予備費	5,000	5,000	0
		資本的収支不足額	1,223,761	1,013,879	209,882			
	計	1,575,502	1,372,797	202,705	計	1,575,502	1,372,797	202,705
					予算規模	4,676,100	4,447,944	228,156

収益的収支	
収益的収入	3,100,598
収益的支出	2,902,739
収支差引額	197,859
(税抜後純利益)	(105,173)
資本的収支	
資本的収入	351,741
資本的支出	1,575,502
不足額	1,223,761
補てん財源	
消費税資本的収支調整額	91,509
過年度損益勘定留保資金	1,132,252
補てん額	1,223,761

水道事業会計業務量

項 目	単 位	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度	増 減	
		決 算	決 算 見 込 値	予 算	(B) - (A)	
		(A)	(B)			
給 水 人 口	人	150,846	151,056	150,660	△ 396	
給 水 戸 数	戸	68,079	68,462	68,850	388	
有 収 水 量	年 間	m3	12,626,777	12,660,930	12,681,094	20,164
	一 日 平 均	m3	34,499	34,687	34,743	56
	一 人 一 日 平 均	ℓ	229	230	231	1
配 水 量	年 間	m3	13,440,454	13,388,307	13,374,231	△ 14,076
	一 日 平 均	m3	36,723	36,680	36,642	△ 38
	一 人 一 日 平 均	ℓ	243	243	243	0
	一 日 最 大	m3	40,308	39,067	41,377	2,310
	一 人 一 日 最 大	ℓ	267	259	275	16
有 収 率	%	93.9	94.6	94.8	0.2	
供 給 単 価	円	184.17	183.44	183.40	△ 0.04	
給 水 原 価	円	184.46	192.57	195.68	3.11	
給 水 収 益 (税 抜 き)	千円	2,325,495	2,322,478	2,325,674	3,196	
経 常 費 用 (税 抜 き)	千円	2,592,558	2,693,750	2,728,541	34,791	

$$\text{供給単価} = \frac{\text{(給水収益)}}{\text{(有収水量)}}$$

$$\text{給水原価 (総務省方式)} = \frac{\text{(経常費用)} - \text{(長期前受金戻入)}}{\text{(有収水量)}}$$

水道事業会計企業債の概要

(1) 令和7年度末までの企業債の借入及び償還予定

項 目	金 額 (千円)
令和5年度末残高 (イ)	5,590,526
令和6年度借入予定額 (ロ)	300,000
令和6年度償還予定額 (ハ)	478,143
令和6年度末予定残高 (イ)+(ロ)-(ハ)=(ニ)	5,412,383
令和7年度借入予定額 (ホ)	300,000
令和7年度償還予定額 (ヘ)	462,791
令和7年度末予定残高 (ニ)+(ホ)-(ヘ)	5,249,592

(2) 令和7年度末における企業債予定残高の利率別分布状況

利 率	財政融資資金		地方公共団体 金融機構		市中銀行		合 計	
	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数
1.0% 未満	0	0	2,134,619	15	0	0	2,134,619	15
1.0%以上2.0%未満	553,275	9	1,422,002	12	0	0	1,975,277	21
2.0%以上3.0%未満	485,806	10	653,890	17	0	0	1,139,696	27
3.0%以上4.0%未満	0	0	0	0	0	0	0	0
4.0%以上5.0%未満	0	0	0	0	0	0	0	0
5.0% 以上	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	1,039,081	19	4,210,511	44	0	0	5,249,592	63

議案第8号

春日那珂川水道企業団監査委員の選任について

春日那珂川水道企業団監査委員に次の者を選任することについて、議会の同意を
求める。

令和7年1月31日

春日那珂川水道企業団
企業長 井上澄和

氏名 和志武三樹男

提案理由

春日那珂川水道企業団監査委員 和志武三樹男氏の任期満了に伴い、引き続き
同氏を監査委員に選任することについて、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)
第39条の2第5項の規定により議会の同意を求めるものである。

議員提出議案第 1 号

春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 1 月 31 日

議会運営委員会

委員長 真 鍋 昭 洋

理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）の施行及び刑法（明治 40 年法律第 45 号）の改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

第1条 春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例（令和5年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第5項において」に、「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。

第12条第5項中「及び第29条」を削り、同項の表中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

第17条第1項各号列記以外の部分中「以下」を「第3項において」に改め、同条第2項第1号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第1項中「議会の保有する」を削り、同条第2項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第27条第2項中「この章において」を削る。

第31条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第3項中「この章において」を削る。

第38条第1項ただし書中「この章において」を削り、同条第2項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第3項中「この章において」を削る。

第47条中「第4章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第2条 春日那珂川水道企業団議会の個人情報保護に関する条例の一部を次のように改正する。

第53条から第55条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 第2条の規定の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

【第1条】春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号。<u>第20条において「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、春日那珂川水道企業団情報公開条例（平成14年条例第2号。<u>以下</u>_____「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下</u>_____「番号利用法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>11～13 (略)</p> <p>(利用及び提供の制限)</p>

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで_____の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合 を除き、利用目的以 外の目的	利用目的以外の目 的
	自ら利用し、又は提 供してはならない	自ら利用してはな らない
第12条第2項	自ら利用し、又は提 供する	自ら利用する
第12条第2項第1 号	本人の同意がある とき、又は本人に提 供するとき	人の生命、身体又は 財産の保護のため に必要がある場合 であって、本人の同 意があり、又は本人 の同意を得ることが 困難であるとき
第38条第1項第1 号	又は第12条第1項 及び第2項の規定	第12条第5項の規 定により読み替え

第12条 (略)

2～4 (略)

5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合 を除き、利用目的以 外の目的	利用目的以外の目 的
	自ら利用し、又は提 供してはならない	自ら利用してはな らない
第12条第2項	自ら利用し、又は提 供する	自ら利用する
第12条第2項第1 号	本人の同意がある とき、又は本人に提 供するとき	人の生命、身体又は 財産の保護のため に必要がある場合 であって、本人の同 意があり、又は本人 の同意を得ることが 困難であるとき
第38条第1項第1 号	又は第12条第1項 及び第2項の規定	第12条第5項の規 定により読み替え

	に違反して利用されているとき	て適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有し

	に違反して利用されているとき	て適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有し

ている個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

ている個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生にに関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、 自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下 「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下 「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

(2)・(3) (略)

3 (略)

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 (略)

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2

4条第1項の決定（以下_____「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下_____「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下_____「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

4条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(訂正請求権)

第31条 (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(訂正請求の手続)

第32条 (略)

2 (略)

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下_____「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下_____「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下_____「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 (略)

(利用停止請求の手續)

第39条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その

他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

【第2条】春日那珂川水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記載された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図面又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p>